平成２４年（フ）第９号
大阪府泉大津市千原町２丁目22番６号
債務者　長澤　義數
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
大阪府和泉市伯太町４丁目13番１号
債務者　佐々木正夫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
大阪府泉佐野市中町２丁目５番18号ユウパレス泉佐野中町405
債務者　高橋　佳美（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
大阪府岸和田市藤井町３丁目13番14号、住民票上の住所大阪府岸和田市荒木町１丁目21番３―105号
債務者　村上　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１―１―306、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝2221番地の62
債務者　南　　順二
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
大阪府和泉市和気町１丁目30番６―405号
債務者　平口　健雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
大阪府阪南市黒田41番地の４―103号、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪688番地の８
債務者　福本　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
香川県丸亀市綾歌町富熊1042番地２
債務者　岩佐　重治
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４１０号
香川県高松市香西南町65番地11
債務者　後藤　大輔
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８号
香川県高松市築地町１番地22　第一築地レジデンス302号室
債務者　田口　　勇
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９号
香川県高松市築地町１番地22　第一築地レジデンス302号室
債務者　田口　綾子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１５号
香川県高松市紙町449番地４　コート紙町Ｘ―101号室
債務者　美馬眞理子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１６号
香川県高松市元山町122番地１
債務者　谷本　往代
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８８号
福岡県大牟田市小浜町47番地１　県営住宅小浜第２団地２棟301号
債務者　畑野由美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９６号
福岡県大牟田市大字唐船1600番地１
債務者　太田　新一
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地359　江口組アパート201号
債務者　中島　雄一
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２号
福岡県大牟田市本町１丁目５番地32　ファーストビル４Ｆ３
債務者　森永　　強
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部